

みんなのゲンキ みんなで支える

国民健康保険

心身障害者医療費補助制度と更新手続きのお知らせ

心身障害者医療費補助資格について

補助を受けることができるのは、現在、各種医療保険に

加入している重度の心身障害者で、次のいずれかに該当する人です。

○重度身体障害者（身体障害者手帳一級または二級所持者）

○重度知的障害者（療育手帳A所持者）

○知的障害者、身体障害合併障害者（療育手帳Bの中度所持者で、身体障害者手帳三級所持の合併障害者）

※所得制限、年齢制限があります。

心身障害者医療費受給資格証について

5月末までに受給者の皆さんに受給資格更新申請書を送付します。期限までに更新手続きをしてください。

心身障害者医療費補助制度と更新手続きは5月末までに受給者の皆さんに受給資格更新申請書を送付します。



国保節目検診

国民健康保険に加入している人で、次の対象年齢にあたる人は、医療機関で節目検診を受けることができます。なお、市が実施している他の各種検診を受診された人は、節目検診は受けられません。

※対象者には、8月上旬に申込書が送付されます。

年齢	対象となる人の生年月日
40歳	昭和41年10月3日～昭和42年10月2日
45歳	昭和36年10月3日～昭和37年10月2日
50歳	昭和31年10月3日～昭和32年10月2日
55歳	昭和26年10月3日～昭和27年10月2日
60歳	昭和21年10月3日～昭和22年10月2日

自己負担金

基本検診：3000円程度
基本検診と脳ドック
17,000円程度

手続き・問合せは

市民課

☎2130

児童手当制度が拡充されました！

若い子育て世帯等の経済的負担の軽減を図るため、3歳未満の乳幼児の養育者に対する児童手当の額を、第1子及び第2子について、一律月1万円となりました。

なお、3歳以上の児童の児童手当の額、支給対象年齢及び所得制限限度額については、現行どおりです。

※今回の改正では、受給者から改めて手続を行う必要はありません。

※平成19年4月から3歳未満の児童手当の額は一律月額1万円となりますが、3歳到達後の翌月からは、第1子及び第2子の手当額は月5千円となります。



問合せは

市民課児童手当担当窓口

☎2130

売りたい

買いたい

貸したい

借りたい

不動産のご相談は

建設業許可(14)第2430号

宅地建物取引業免許(10)第1471号

山陽住宅株式会社

五番町5-50(税務署となり) TEL63-3663

<http://www.sanyo-j.co.jp/> E-mail info@sanyo-j.co.jp

水道

下水

浄化槽

リフォーム

水廻り工事のご相談は

笠岡市指定給水装置工事事業者

笠岡市指定排水設備工事店

新興設備株式会社

美の浜29-21 TEL67-1366

夜間は 090-3177-1366まで